

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 17 日

一般社団法人 全国住宅産業協会 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付

ライフサイクルカーボン算定件数及び大規模建築物の物件情報、
並びに省エネ技術に関する意向に係る調査について（依頼）

平素より建築行政へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、建築物の建設から解体までのライフサイクル全体での CO2 排出量を算定・評価することが重要であり、本年 4 月には、内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において基本構想が策定・公表され、2028 年度を目途に建築物 LCA の実施を促す制度の開始を目指すこととなりました。本年 6 月からは、国土交通省住宅局に「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」を設置し、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価に係る制度のあり方について議論を行っております。9 月 30 日の第 6 回検討会にてご議論いただいた中間とりまとめ案には、建築物 LCA の実施を促すための規制的措置として、5,000 m²以上の大規模事務所を対象とした評価・届出制度や、2,000 m²以上の非住宅建築物を対象とした設計者による説明制度の導入が考えられる旨を記載しました。また、政策指標として建築物 LCA の実施件数を位置付けることが委員から指摘されたところでした。

これらの議論を踏まえ、制度対象となる建築物の規模や政策指標等について具体的な検討を行うため、現時点の LCA 算定状況に加え、各事業者が供給している物件のうち大規模（延床面積 2,000 m²以上）のものの状況を把握させていただきたく、下記依頼（①、②）へのご協力をお願いいたします。

また、省エネ基準については「エネルギー基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において遅くとも 2030 年までに非住宅建築物における省エネ基準を ZEB 水準まで引き上げる予定としておりますが、一部の省エネ技術の導入効果が適切に評価できておらず、引上げにあたっての課題となっております。これらの未評価技術の評価についての取り組みを進めていくにあたり現状を把握させていただきたく、併せて下記依頼（③）へのご協力をお願いいたします。

なお、ご提供いただいた情報は、国土交通省において匿名処理の上で、今後の各種検討や、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会の審議等のため使用させていただく予定です。仮に公開資料に活用する場合には、属性情報からの物件特定ができないよう加工した上で、別途照会させていただきます。

以上、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容：

- ①各社が 2024 年度にアップフロントカーボンまたはライフサイクルカーボンの算定を行った物件の合計件数（新築・既築、用途、算定ツールは問いません）

- ②各社が 2024 年度に着工した物件のうち、延床面積が 2000 ㎡以上の物件の用途別床面積、各用途の名称、設計施工発注方式等
- ③ 省エネ基準(Web プログラム)で評価されていない技術(※)に関する要望 (非住宅)
- ※空気調和・衛生工学会が公表している未評価技術 23 項目 (2025 年 2 月に 8 項目追加) 等

2. 回答方法：別紙 (Excel) に必要事項をご記入の上、「5. 回答先」まで電子メールにて提出

3. 回答対象：貴会会員企業

4. 回答期限：令和 7 年 11 月 7 日 (金)

5. 回答先：

国土交通省 住宅局 参事官 (建築企画担当) 付 松村、山内、佐久間

E-mail : matsumura-y2ws@mlit.go.jp、yamauchi-m23j@mlit.go.jp、sakuma-r2ww@mlit.go.jp

6. 問い合わせ先：

依頼①および② 国土交通省 住宅局 参事官 (建築企画担当) 付 松村、山内

E-mail : matsumura-y2ws@mlit.go.jp、yamauchi-m23j@mlit.go.jp

依頼③ 国土交通省 住宅局 参事官 (建築企画担当) 付 山中、中西

E-mail : yamanaka-y297@mlit.go.jp、nakanishi-a26e@mlit.go.jp

以上